

第2章 任意後見制度の位置付け

第1 成年後見制度利用促進基本計画における任意後見制度の位置付けを理解する

成年後見制度は、平成12（2000）年4月に施行されましたが、令和3（2021）年度（1月～12月）における成年後見関係事件（補助・保佐・成年後見の各開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は39,809件となっており、制度施行直後の9,007件に対し4.4倍強に達しています。また、令和3（2021）年12月末日時点における成年後見制度全体（任意後見・補助・保佐・成年後見）の利用者数は23万9,933人を数えるようになりました（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」参照）。しかし、制度の先進国などの例に照らすと、総人口の1%程度の人が制度を必要とするものと推定されています。わが国の総人口は令和3（2021）年10月1日時点において1億2,550万人（内閣府「令和4年版高齢社会白書」参照）であることに照らすと、制度の施行後今日に至るまで、わが国では必要とする人の5分の1から6分の1程度の人しか成年後見制度にアクセスできていない状況になっていることがうかがわれます。

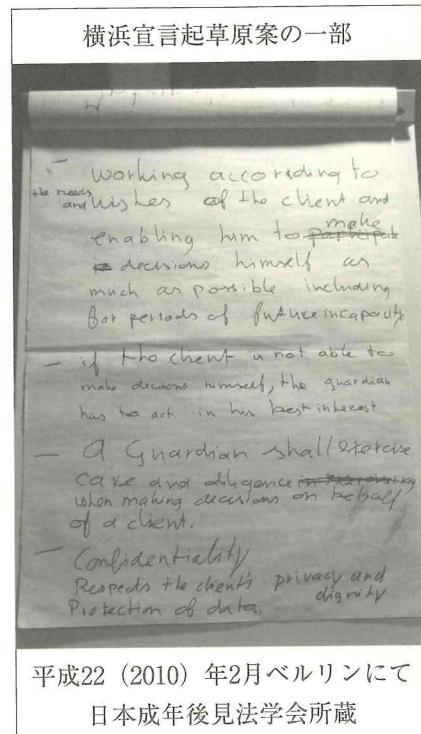
こうした状況の下、平成28（2016）年には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」といいます。）が制定され、同年5月13日に施行されました。この法律は、平成22（2010）年10月にパシフィコ横浜で開催された第1回成年後見法世界会議の成果を集約した成年後見分野初の「宣言」である横浜宣言（Yokohama Declaration）の理念の実現を目指すものと解ますが、利用促進法12条に基づき、平成29（2017）年3月24日に閣議決定されたのが成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期基本計画」といいます。）です。

第一期基本計画は、①メリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワーク作り、③不正防止の徹底と利用しやすさの調和という三つの柱から構成されていますが、第1の柱であるメリットを実感できる制度・運用の改善のためには、法定後見の利用に先立ち自己決定による任意後見の利用促進が重要であることが確認されるところとなりました。そのため、ドイツ・イギリス等の先進国の例にならって任意後見制度の普及に向けた広報活動等の展開に力が注がれつつあります。また、令和4年3月25日には更なる施策の推進を図るため、第二期基本計画が閣議決定され、①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、②制度の運用改善、③福祉と司法の連携強化などの充実化に向けた努力が重ねられています。

第2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの本質を理解する

成年後見制度は、前述（本編第1章前文）のとおり、判断能力が不十分なために、社会的に弱い立場に置かれるがちとなる少数者の立場となつても、誰もが人としての尊厳を保ち続け最期まで自分らしく暮らすことができるよう社会全体で支え合うことによる共生社会の実現を目指す制度です。そのためには、誰からも干渉を受けることなく独立した立場から公正・中立に判断を下す司法（家庭裁判所）の機能が重要となります。司法（家庭裁判所）の機能が十分に發揮されるためには、行政（市区町村等の自治体）が制度運用の中核となり、運用の担い手を務める民間（専門職・社会福祉協議会・市民等）との協力関係を構築しつつ、司法（家庭裁判所）の機能を支える仕組みが有効です。制度の先進国であるドイツでは、地域の自治体内に成年後見制度の専門部署が設置され、制度運用の中核機関となって、制度の実施を担う民間の団体や法人と共に、裁判所が担う司法の機能を支え、行政・民間・司法が、いわば三位一体となって、地域におけるネットワークを構築し、そのネットワークの中で誰もが制度にアクセスしやすい体制が整備されています。

前述のとおり、利用促進法は、第1回成年後見法世界会議で発出された横浜宣言（Yokohama Declaration）の理念の実現を目指すものと解されますが、横浜宣言の起草に当たっては、このドイツのような行政・民間・司法が三位一体となるネットワークの仕組みを、公的な支援システムとして創設することが、わが国における最優先事項であると考えられていたのでした。すなわち、権利擁護支援の地域連携ネットワークの本質は、行政・民間・司法が三位一体のネットワーク（安全地帯）を構築し、そのネットワークの中で、たとえ判断能力が不十分であっても、誰もが人としての尊厳を維持しながら、最期まで安心して暮らし続けることのできる地域社会全体で支える仕組みを構築すること（成年後見の社会化）にあるのです。ただし、公正・中立な司法（家庭裁判所）の機能を維持するためには、行政や民間が常時直接的に司法（家庭裁判所）と手をつなぐのではなく、相互に適度な距離感も保ちつつ、適切な範囲で必要に応じて、ネットワークの中で協議等を行い、普段は、それぞれのポジシ

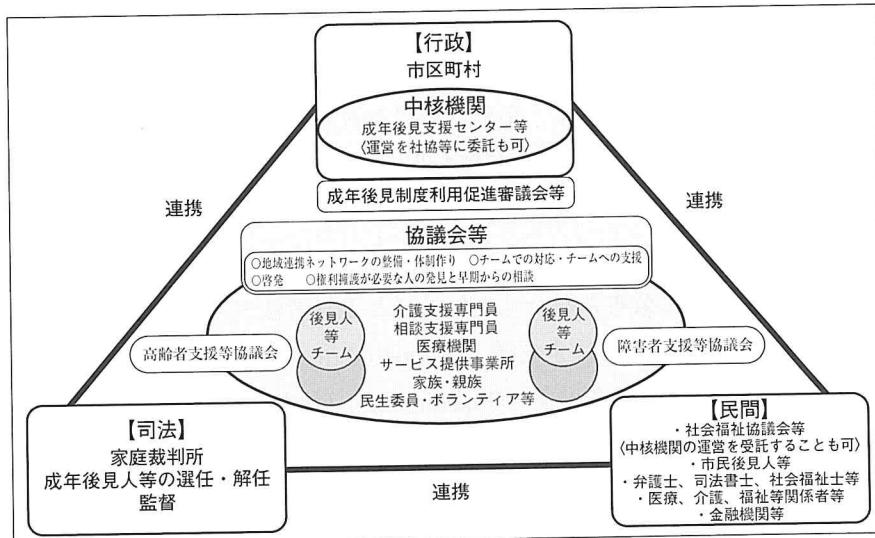


平成22（2010）年2月ベルリンにて
日本成年後見法学会所蔵

ヨンに戻りそれぞれの任務を遂行する仕組みでなければならないことに留意する必要があります。

このような行政・民間・司法が三位一体となる権利擁護支援の地域連携ネットワークの本質を描く基本的なイメージを示すとすれば、おおよそ図5のようになるものと解されます。

図5 行政・民間・司法が三位一体となる権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的なイメージ



第3 代理意思決定と意思決定支援の異同を理解する

ところで、判断能力が十分でない人を支援する伝統的な方法は、法定代理による代理（代行）意思決定（Substitute(d) decision-making）です。しかしながら、この方法によると、本人の意思が尊重されないことがあるとして、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）（以下「条約」といいます。）を契機に、より本人を中心据えた支援の方法として、支援付意思決定（Supported decision-making）という手法を取り入れるべきであることが提唱されるようになりました。この支援付意思決定は、日本語にはなじみにくいためか、一般に意思決定支援という言葉が使われていますので、本章でも、意思決定支援ということにします。

基本計画では、第1の柱であるメリットを実感できる制度・運用の改善の一環として、前述のとおり任意後見制度の利用促進とともに、この意思決定支援の全国的な推進が掲げられています。

1 意思決定支援とは

意思決定支援は、能力がわずかに減退しただけでも成年後見類型のような仕組みの利用を余儀なくされる流れにあったことを改善し、能力が一定程度ある人については、支援者との自由な合意（Agreement）により目標（Goal）を定め、支援者が本人の傍らで豊富な情報と多くの選択肢を提供することにより、裁判所が支援者を選任する法定後見を利用することなく、本人が主役となる意思決定を可能にしようとする手法です。自ら支援者を選定し支援してもらう事務に対する代理権を付与する書面による合意（本書が扱う任意後見契約もその一種です。）に限らず、口頭によるインフォーマルな形での合意であっても、また、支え合いを目的とする地域のサークル等による支援の形であってもよいとされており、条約に象徴される、保護の客体から権利の主体へというパラダイム（理論的枠組み）の転換を図る仕組みと考えられています（「基本計画の具体化・明確化に向けて」成年後見法研究17号85頁清水恵介氏の発言部分（2020）参照）。

この手法を早い段階で制度化したのはカナダです。例えば、同国のアルバータ州で平成21（2009）年10月に公布された「成年後見と受託者法（Adult Guardianship and Trusteeship Act）」では、意思決定支援（Supported decision making）→共同意思決定（Co-decision-making）→成年後見（Guardianship（他者による単独意思決定））という三つの段階を設け、成年後見を最後に位置付けることにより、障害のある人の苦しい立場に配慮しつつ私生活への干渉を可能な限り小さくしようとする制度が導入されています。ただし、意思決定支援は、わずかな減退はあっても能力があることを前提とした私人間の合意（契約）による制度であり、能力が一定以上減退した場合には、本人の保護との調和を図るために裁判所が関与する共同意思決定又は最後の手段（Last Resort）としての成年後見に移行させ、それと同時に意思決定支援の合意は効力が消滅工夫が織り込まれていること、意思決定支援は身上保護事務のみを対象とした制度であって財産管理事務は対象外とされていることなどに留意する必要があります。

なお、条約に立脚すると、意思決定支援（Supported decision-making）のみが許され、伝統的な考え方である代理意思決定（Substitute(d) decision-making）は一切許されないとの見解が声高に主張され、世界中の成年後見制度に大きな課題を課してきた時期がありました。しかし、今日では、条約は意思決定支援と代理意思決定の双方を承認しているものと解することが、欧米の研究者の有力説となり（山野目章夫編『新注釈民法(1)〔初版〕』466・467頁〔新井誠担当部分〕（有斐閣、2018）参照）、その上で、代理意思決定は最小限度（least restrictive）において用いるようにすべきことが確認されるところとなっています（第4回成年後見法世界会議（2016年ベルリン）で発出された改訂横浜宣言）。

2 意思決定支援は深化し流動的であることを理解する

ところで、これまで、意思決定支援（Supported decision-making）は、支援を必要とする本人の傍らで豊富な情報と多くの選択肢を提供し、意思決定自体は本人自身に委ねるべき手法（意思決定に対する支援（Support (alongside) with decision-making））と考えられてきました。しかし、意思決定支援を最初に提唱し制度化したカナダや、それを継承したオーストラリアでは、少しニュアンスが異なるものと受け止められるようにもなっています。というのは、実践してみると、この手法では、結局のところ、支援を必要とする人々が、それぞれの障害等に起因する不十分な能力の範囲内でしか意思決定ができない場面も少なくなく、これでは、条約が求める「他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める」（条約12条2項）ことにはつながらないとも考えられるようになったためです。そこで、より良い方法として、本人と支援者が共通の目標（Goal）に向けて相互に協調し合うことを合意し、一緒になって意思決定をするようにすれば、本人が主役となりつつ権利条約に適合した法的の意思決定を行えるようになるのではないかと考え、このような手法こそが本来の意味での意思決定支援（Supported decision-making）であるとする考え方（共同意思決定（Co-decision-making）に近い考え方と解されますが、協調意思決定とでもいうべきでしょうか。）が提唱されるようになっています。

これは、例えば、本人がボートに乗って川の向こう岸に渡ることを望んでいる場合をイメージすると、①支援者が本人に代わってボートを漕いで行くのが代理（代行）意思決定（Substitute (d) decision-making）、②ボートには一緒に乗りますが、支援者は漕ぎ方のアドバイスを行うにとどめ、あくまで本人自身がボートを漕いで渡るのが意思決定に対する支援（Support (alongside) with decision-making）、③これらに対し、本人と支援者が、ボートに乗って川の向こう岸に渡るという共通の目標（goal）に向けて相互に協力し合うことを合意し、一緒にボートを漕いで行くのが、本来の意味での意思決定支援（支援付意思決定（Supported decision-making））ということになります。

第4 任意後見優先の原則を確認する

1 任意後見の優先効

前述したとおり（本編第1章第3 2参照）、法定後見は、任意後見の準備が整わないうちに判断能力が減退してしまった人や、障害等により、生まれながらにして、判断能力が不十分なために、任意後見を利用することができない人を保護するための制

度です。したがって、任意後見は、法定後見に優先することを原則とする仕組みが採用されており、任意後見契約に関する法律4条1項2号と10条1項にこの原則を具体化した次の2・3のような調整規定が置かれています。

2 法定後見の開始は例外的

任意後見を事前準備している人（任意後見契約が登記されている人）については、家庭裁判所が本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、法定後見（補助・保佐・成年後見）の開始の審判をすることができる（任意後見10①）とされ、特に必要があると認められる場合でなければ、法定後見を開始させることはできないものとされています。また、法定後見が開始された場合であっても、既に任意後見監督人が選任され任意後見が開始しているのでない限りは、事前準備した任意後見契約は終了させることなく存続させることとなっています（任意後見10③）。

3 任意後見の開始と法定後見の取消し

一方、本人の利益のため特に必要があるとして、任意後見契約を存続させた上で、法定後見（補助・保佐・成年後見）が開始した後に、任意後見を開始させるための任意後見監督人の選任の請求がなされた場合には、法定後見を継続することが本人の利益のため特に必要であると認められない限り、任意後見監督人を選任して任意後見を開始させ（任意後見4①二）、法定後見は取り消すこととされています（任意後見4②）。

なお、既に法定後見（特に補助）が開始されている場合に、本人が任意後見契約を締結することができるかが問題となります。前述（本編第1章第7）のように、即効型と呼ばれる活用方法は極力回避すべきとする考え方を前提にする限りは、任意後見契約の締結には、補助開始相当の能力よりも一段高い能力が求められることとなりますので、締結することはできないものと解すべきこととなりましょう。もちろん、本人の能力が補助相当よりも一段高いレベルにまで回復した場合には、任意後見契約を締結することが可能となります。そうした場合には、法定後見（補助・保佐・成年後見）は、開始の原因が消滅したものとして家庭裁判所によりそれぞれ開始の審判が取り消されることになるものと解されます（民10・14①・18①）。

第5 任意後見と任意代理との異同を理解する

1 任意後見と任意代理との異同

任意後見と任意代理とはどのような点に違いがあるのでしょうか。両者の異同の本

質を理解するには、英米における任意代理制度の変遷を知ることが役立ちます。

英米では、代理権を付与した本人が能力を喪失すると任意代理権は自動的に消滅する仕組みが採用されてきました。代理人に不正な行為があっても、本人がコントロールできなくなるからです。

しかし、高齢化が進展する中で、せっかく健常な時に能力が減退した際への事前準備として信頼できる人に代理権を付与しておいたとしても、この仕組みでは、能力が減退し、いざ必要となった際には支援をしてもらうことができず事前に託した代理権が役立たなくなってしまいます。

そこで、能力が減退しても代理権が消滅しない制度として持続的代理権と呼ばれる制度（継続的代理権、永続的代理権等とも呼ばれます。）が作られるところとなりました。

一方、わが国の任意代理では、英米とは異なり、本人の能力の喪失が代理権の消滅事由とはなっていません（民111①）。そこで、わが国の任意代理は既に持続的代理権制度になっていると解して、任意後見制度の導入は不要とする考え方もあるようです。しかし、英米で持続的代理権が現実に使われ出してみると、能力が減退した本人自らでは監視することができないことに起因した横領等の不正も生じるようになり、私的自治による自由を重視し、かつ、それに伴う自己責任を重視する制度を基礎としつつも、プラスアルファの安全性を付加した制度の必要性が論じられるようになったのでした。

こうした状況を踏まえ、わが国では任意代理にプラスアルファの安全装置を付加した制度を創設することとなり、この安全装置を家庭裁判所が公正・中立な立場から選任する監督人による監督という仕組みを通して付加することとした制度が任意後見制度なのです。

すなわち、任意後見制度は、公的な機関（家庭裁判所）が関与する信頼性の高い安全装置が付加されたいわば新型の任意代理制度（任意代理+安全装置の制度）であり、両者の違いは、この安全装置の有無にあることとなります。こうした安全装置を持たない従来からの任意代理による支援は、本人の能力が減退し、もはや私的自治の範囲外における保護を必要とするようになった状況下にあっては、少なくとも、重要な財産管理や法律行為を継続的に支援する仕組みとしては十分ではなく、支援者がたとえ信頼できる親族であったとしても、望ましいものとはいえないことが理解できることと思います。

2 任意後見と任意代理の併用（移行型任意後見）の問題点

任意後見制度が開始して以来、任意後見契約の締結に際しては、任意後見とほぼ同様の広範囲にわたる事務に対する代理権を付与する従来からの任意代理の委任契約を併用する形での活用が多く用いられてきました。このような活用方法は移行型任意後見（本編第1章第7参照）と呼ばれます。

令和2（2020）年に行われた法務省の調査によると、それまでに締結された任意後見契約のうち、全体の4分の3がこの移行型任意後見であることが判明しています。しかし、この移行型任意後見では、本人の判断能力が減退してもなお、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求して任意後見を開始させることなく、監督（安全装置）の付かない任意代理の利用をいわば濫用的に継続している事案が少なくないことがうかがわれるようになっています。

この活用方法は、いわば、安全装置付きの新型車両に安全装置のない旧型車両をつないで2両連結とした上で、本人の能力が減退して安全装置による保護を必要とする状況になっても、なお、安全装置のない旧型車両の方で最後まで運転を続けるようなものであり、任意後見制度による安全性を骨抜きにしてしまう弊害が指摘されるようになっています。そのため、前述の基本計画では、この移行型任意後見の弊害の解消にむけて、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組がなされることとなり、令和3（2021）年12月には、その一環として、法務省により成年後見登記制度を活用した制度の利用者に対するアンケート調査が実施されましたところとなりました。適切な時期に任意後見監督人の選任の請求を促す仕組みの開発が課題となっています。

第6 任意後見と法定後見の異同を理解する

任意後見と任意代理の違いは理解できたことと思います。それでは、次に、任意後見と法定後見はどのような点に違いがあるのでしょうか。

1 任意後見

前述（本編第1章第3 1）のとおり、任意後見は、任意代理に対し能力減退後に必要となる安全装置を附加した事前準備のための制度であり、能力が減退した際の支援者（任意後見人）と、依頼する支援の内容（任意後見事務）の双方について、自己決定して自由に定めることができる私的自治に基づく契約制度です。したがって、任意後見を利用するには、任意代理と同様に十分な判断能力を有し契約締結（法律行為）

に必要な意思能力（意思能力については本編第1章第6 2図4参照）があることが前提となる制度であることとなります。

2 法定後見

これに対し、同じく前述（本編第1章第3 2）のとおり、法定後見（補助・保佐・成年後見）は、任意後見の事前準備が整わないうちに判断能力が減退してしまった人や、生まれながらにして判断能力が不十分なために任意後見を利用できない人を、公的に支援し保護するための制度です。すなわち、法定後見は、判断能力が不十分な状況にある人や、判断能力を欠く常況にあるため、契約締結等（法律行為）に必要となる意思能力を備えていない人であっても利用することができる制度です。

3 任意後見と法定後見の異同

(1) 異同（その1）－能力の要否と能力の補填

このように、任意後見と法定後見では、判断能力の程度や契約締結等の法律行為に必要な意思能力の要否においては異なりますが、判断能力が不十分な状況、又は欠く常況になった際でも、意思を尊重し、公的な機関（家庭裁判所）が後ろ盾となって安全を確保しながら意思能力を補填することにより、契約社会にあって、誰もが、健常な人々と同様に、最期まで尊厳のある生活を営み続けることができるよう支援する制度である点では同じであり差異はありません。

(2) 異同（その2）－同意権・取消権の有無

また、任意後見では、任意後見人には代理権のみが付与されることとなり、同意権・取消権（以下4で詳述します。）がない点で、法定後見と異なります。

(3) 異同（その3）－居住用不動産処分許可の要否

さらに、法定後見では、補助人、保佐人、成年後見人が本人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならないこととされています（民859の3・876の5②・876の10①）が、私的自治に基礎を置く任意後見では不要とされている点が異なります。

4 同意権・取消権とは

(1) 同意権・取消権の概要

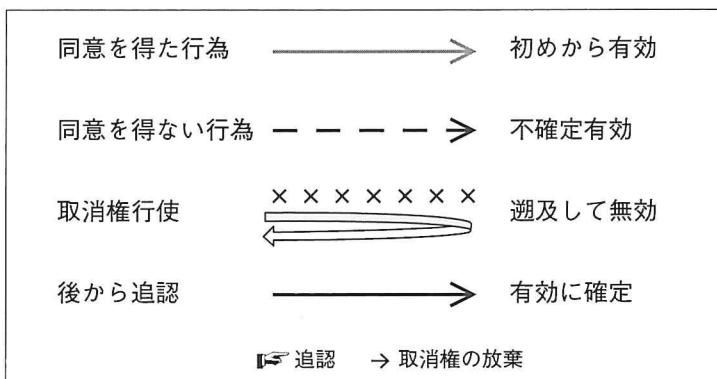
同意権・取消権の概要は、図6のとおりです。まず、同意を得なければならない行為について、本人が、あらかじめ、同意を得て行った行為は、初めから有効になります。

す。一方で、本人が、同意を要する行為について、同意を得ることなく行った行為は、当然に無効とはならず、有効でも無効でもない、一応有効な行為、すなわち、不確定有効な行為となります。

その上で、その行為が有効になると不利益を被ることとなるとして、取消権を行使すると、その行為は、最初に遡って、すなわち行為の時に遡及して無効となります。もっとも、その行為は、むしろ有効になった方が利益になるのであれば、取消権を放棄して、初めから有効であったことに確定させることもできます。この取消権を放棄することを追認と呼びます。

被補助人・被保佐人が補助人・保佐人の同意を要する行為について、同意（又はこれに代わる裁判所の許可）なく行った行為、また、成年被後見人が行った行為は、いずれも取り消すことのできる不確定有効な行為となり（民9・13④・17④）、被補助人、被保佐人、成年被後見人、又は補助人、保佐人、成年後見人は、上述のとおりこれを取り消すことができます（民120①）。

図6 同意権／取消権



(2) 同意権・取消権と条約

この仕組みからは、同意権・取消権は、本人が有する法律行為能力を制限しているものと理解することもできます。自己の行為に同意権や取消権が設定された被補助人、被保佐人、成年被後見人が制限行為能力者と呼ばれるゆえんでもあります。この点に照らすと、わが国の法定後見制度（とりわけ成年後見類型）は、法的能力の平等を唱える条約（12条）に抵触するのではないかという疑問がわいてくることとなり、廃止すべしとする議論がなされている状況もあります。

目を転じて諸外国の仕組みと比較してみると（紙数の制約上詳細は割愛します。）、諸外国では、わが国とは異なり、成年被後見人等は、法律行為については無能力者であるとして、成年被後見人等本人が行った行為は、当然に無効とする仕組みを採用している国々もあります。しかし、わが国の仕組みは、あくまでも、本人の行った行為

は、不確定ながら有効にしておくものですので、この点に着目すれば、同意権・取消権は、判断能力が不十分な状況、又は欠く常況にある人々が、安心して、自由な自己決定を試みることのできる一種の防波堤を提供するものであり、万一、失敗しそうなときには、やり直しを認める権利と捉え、必ずしも、条約と抵触するものとまで考える必要はないとする議論があることにも留意する必要があります。

第7 任意後見における同意権の設定と取消権の代理行使を理解する

ところで、任意後見では、制度上は、任意後見人に同意権・取消権はありませんが、任意後見契約の締結に際し、例えば、任意後見人が本人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、任意後見監督人の同意を得なければならぬとする特約を付することができます。この場合には、任意後見契約の締結に際し、代理権目録と共に同意を要する特約目録が追加され、その内容は登記されることとなります。

【同意を要する特約目録の記載例】

任意後見契約の効力発生後、受任者が次の行為を行う場合は、個別に任意後見監督人の書面（デジタル技術を活用したそれに準ずる方法を含む。）による同意を得なければならぬ。

- (1) 居住用不動産の購入及び処分並びに新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
- (2) 借地・借家契約の締結・変更・解除

また、錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人が取り消すことができるものとされています（民120②）が、本人が健常であればできたことを、判断能力の低下又は喪失後にあっても任意後見人が代理人となり代わって行うことを目的とする任意後見制度の趣旨等に照らすと、ここにいう代理人には、任意後見人が含まれるものと解されますので、任意後見契約の締結に際し、本人が任意後見受任者に対し、あらかじめこれらの行為の取消しについての代理権を付与しておくこともできます。このことは、既に公証実務において承認されており、登記の嘱託も受理されていますので、任意後見制度の利便性を高め、その利用促進を図る観点からも活用が期待されます（第11回成年後見制度利用促進専門家会議新井誠委員意見書参照）。

【契約の取消し等に関する代理権目録の記載例】

- (1) 訪問販売、通信販売等各種取引の申込みの撤回、契約の解除、契約の無効、取消しの意思表示及び各種請求に関する事項
- (2) 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為についての取消しの意思表示及び各種請求に関する事項

第8 任意後見契約締結に際して事前指示書等を活用する

前述したとおり（本編第1章第5～4）、任意後見は、健常時に託された本人の意思や好み（Will and Preference）が、いわば冷凍保存され（意思凍結機能）、能力低下時に解凍された後は、公的な監督という安全装置の下で、確實に実行される仕組みを備えた制度です。この仕組みを十分に機能させるためには、任意後見契約の締結に際し、将来の判断能力低下又は喪失時に備えて付与する代理権をどのような形において行使してもらいたいのか、すなわち、代理権行使の対象、目的、範囲等を明確にするための事前の指示を記載した書面（事前指示書、事前指図書、ライフプラン（身上保護に関するもの）などと呼ばれます。）を同時に作成し、公証人に公正証書の中に綴り込んでおいてもらう方法が有効です。

例えば、判断能力が低下した際にも、特定の機関（団体）等に一定の寄付をすることにより社会貢献を続けたいというのであれば、その旨の代理権（贈与契約の締結に関する代理権）を付与するとともに、将来、任意後見人が自らに代わって、誰に対しどのような目的の下にどのような範囲で贈与契約の締結を代理し履行すべきか等を明確にする書面を作成して任意後見契約の公正証書の中に綴り込んでおけば、判断能力の低下又は喪失により任意後見が開始（スタート）した後に、任意後見監督人が本人の健常時の意思を容易に確認することが可能となり、任意後見人による権利の濫用を防止しつつ、本人の社会貢献に向けた意思が安全確実に実行されることになるわけです。

この事前指示書等は、意思決定が困難になった際に備え、その際の医療に対する意向等を医療関係者に事前に伝え共有しておくアドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning (ACP)）とも軌を一にするものであり、21世紀の超高齢社会にあって、任意後見制度の機能を十分に発揮させ、誰もが自分らしく安心できる暮らしを続けるためのツールとしてその活用が望まれます。

【参考書式1】事前指示書（ライフプラン）

【参考書式1】事前指示書（ライフプラン）

事前指示書

私（甲野花子）は、夫（甲野太郎）と共に育てた最愛の子である長女桜を信じて、私の将来を託したく、本契約を締結することにしたものです。桜にあっては、以下の指示事項を尊重して本件任意後見事務を遂行するようお願いします。

- 1 私は、認知症などで事理を弁識する能力が不十分な状況となって何らかの保護が必要になったとしても、できるだけ現在の自宅でそれまでの生活水準を維持しながら、平穏で快適な毎日を送りたいと考えています。ただし、自宅での生活が困難になったときは、有料老人ホームなど適当な施設に入所するための手続を行ってください。自宅での生活を維持することが困難かどうかの判断は、桜に過度の負担とならないよう、適宜、主治医その他の医療関係者や福祉・介護等関係者等の意見も参考にしながら行ってください。
- 2 介護サービスについては、介護保険制度を利用するとともに、私の財産で無理のない範囲であれば、同制度の利用により貰える以上のサービスを利用したいので、これを踏まえた介護サービス契約を締結してください。
- 3 私の疾病が現代の医学では改善の見込みが立たない状況となった際には、私は、苦痛を緩和する医療を除き、生活の質の維持向上につながらない延命措置はあえて望みませんので、その旨を、病院及び医療関係者に明示してください。その上で、私の望みに沿った治療方法を選択し、担当医に対し医療行為について必要となる同意又は指示を与えてください。
- 4 私の財産は、生涯にわたり生活や介護に必要な資金となる大切なものですので、何よりも安全確実を旨としてその管理と活用を行ってください。
- 5 私は、社会貢献意欲に熱意ある人々と心を共にしたいと考え、公益財団法人〇〇基金に対し、毎年、〇〇円を限度額とする寄付を長年にわたり行ってきました。私は、同基金に対し可能な限り毎年同額を限度額とする寄付を継続したいので、そのために必要な手続を行ってください。寄付金の額をいくらにするかは、私の生活に支障が出ない範囲で、かつ、前記限度額の範囲内で適宜判断してください。
- 6 病気入院その他の緊急の事由により、私自身による財産管理が困難な状況になったときは、任意後見監督人の選任前であっても、財産を保全するために必要な限度で、私の費用負担において入院費用の支払その他の財産の管理等を行ってください。
- 7 万一、任意後見人としての事務が過度な負担になるなど、その遂行に困難を感じるようになったときは、無理をせず、任意後見監督人と相談の上、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除していただいて構いません。ただし、その際には、家庭裁判所に対し、私の事理を弁識する能力の程度に応じた法定後見（補助・保佐・成年後見）開始の申立て

を行い、家庭裁判所から選任された補助人・保佐人・成年後見人に事務を引き継いでください。

- 8 この指示は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものですので、私自身が健全な精神状態において撤回しない限り、私の事理を弁識する能力が不十分となり、又は、私が事理を弁識する能力を欠く常況になった際にも、その効力が持続するものであることを明らかにしておきます。

以上